

# 第26回参議院議員通常選挙における 自宅療養者の特例郵便等投票について

ご自宅で療養されている方を対象に、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵便等を用いて投票する制度（特例郵便等投票）が創設されています。7月10日投票日の第26回参議院議員通常選挙での投票を希望される方は、次の方法で投票ができます。

## 1 投票方法

特例郵便等投票…郵便等を利用した投票です。

## 2 投票できる期間

令和4年6月23日（木）～7月9日（土）

※選挙管理委員会への郵送日数を考慮し、早めに郵送してください。

※7月6日（水）までに、「投票用紙等の請求書」の提出が必要です。

## 3 投票する場所

ご自宅などの現存する場所

## 4 投票手続

### ステップ1（投票用紙請求の事前連絡）

洲本市選挙管理委員会（洲本市の選挙人名簿に登録されている必要があります）あてに、特例郵便等投票制度を利用したい旨を電話連絡してください。ご自宅あてに「投票用紙等の請求書」を送付します。※郵便事情等により、日数がかかる場合があります。

※洲本市選挙管理委員会のサイトに詳細や様式を載せています。請求書等をプリントアウトすることもできます。

### ステップ2（投票用紙等の請求）

選挙管理委員会から送付された「投票用紙等の請求書」について、

- ①請求書に必要事項を記載し、
- ②保健所等から交付された外出自粛要請通知書（又は就業制限通知書）を添付し、  
（添付できない場合は、保健所等から文書が交付されていないなど、その理由を請求書に付記してください）
- ③これらを送致用封筒に封入し、さらにファスナー付きの透明ケース等に封入してください。
- ④ご親族・知人の方が、消毒した上でポストに投函してください。

（洲本市選挙管理委員会に7月6日（水）必着）

### ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

選挙管理委員会から「投票用紙等」が送付されます。

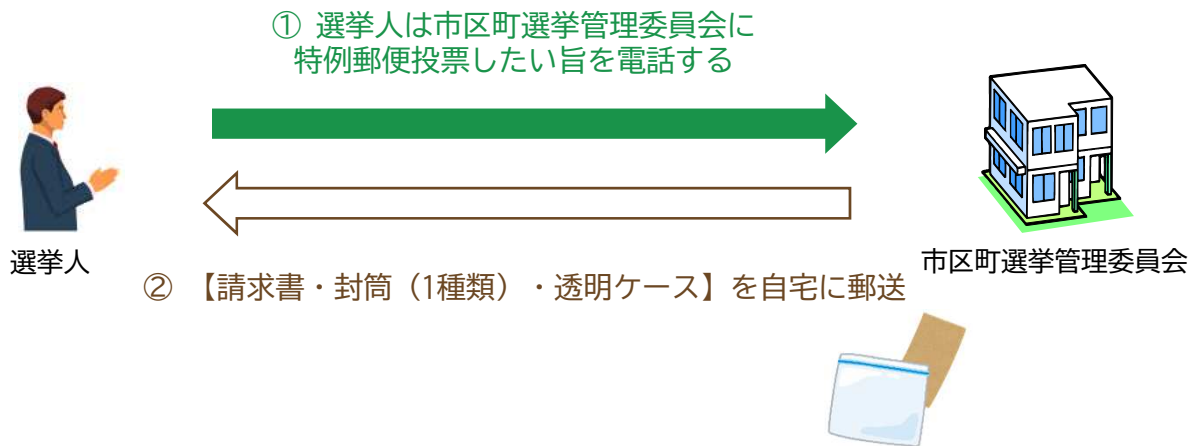
- ①投票用紙に、投票したい立候補者の氏名を記入し、
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をし、
- ③内封筒を外封筒に入れて封をしてから、表面に投票を記載した年月日及び記載場所（例：自宅）を記入し、氏名欄に署名をしてください。
- ④外封筒を送致用封筒（茶色）に入れて封をし、
- ⑤送致用封筒を、さらにファスナー付きの透明ケース等に封入してください。
- ⑥ご親族・知人の方が、消毒した上でポストに投函してください。

## 5 投票に当たっての注意事項

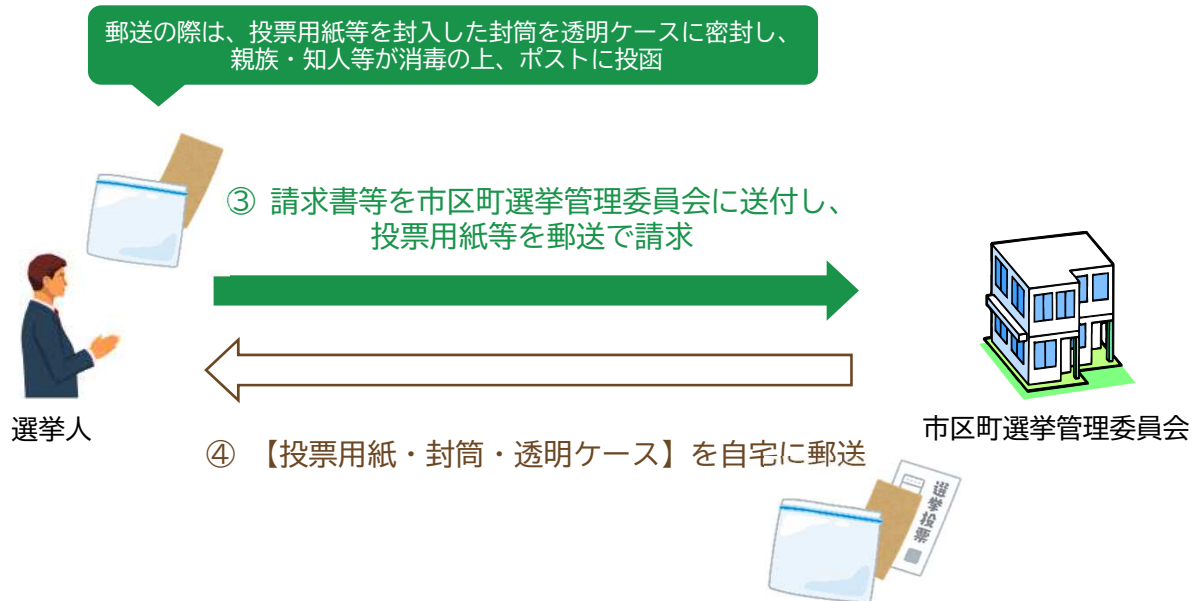
- （1）感染拡大防止のため、投票用紙への記入等をしていただく際は、手指を消毒し、マスク、手袋を着用していただくようお願いします。
- （2）特例郵便等投票制度は郵便等を利用しますので、一連の手続きに5日程度かかることが予想されます。本制度による投票を希望される場合は、ステップ1の**事前連絡を早め**に行ってください。
- （3）一旦、投票用紙等が交付された後、外出自粛要請終了後に投票所や期日前投票所で投票しようとする場合には、送られた投票用紙等を返還していただく必要があります。
- （4）特例郵便等投票の郵送にかかる経費は、療養者にご負担いただくことはありません。
- （5）ご不明なことは、洲本市選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 【参考：特例郵便等投票のイメージ】

### ステップ1（投票用紙請求の事前連絡）



### ステップ2（投票用紙等の請求）



### ステップ3（特例郵便等投票（投票用紙への記入・郵送））

